

平成25年12月12日
まちづくり委員会資料

川崎市耐震改修促進計画改定（案）に係るパブリックコメント の実施について

<資料目次>

- ・資料1 川崎市耐震改修促進計画の改定について
- ・資料2 川崎市耐震改修促進計画改定（案）の概要
- ・資料3 川崎市耐震改修促進計画改定（案）
- ・資料4 川崎市耐震改修促進計画改定（案）に対する意見の募集について

○ 耐震改修促進法の改正

- ・大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が平成25年5月29日に改正され、平成25年11月25日から施行された。
- ・耐震改修促進法の改正により、新たに旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）による建築物に、耐震診断の義務付けや耐震改修の努力義務が規定された。

○ 法改正に伴う本市の対応方針

- ・耐震改修促進法の改正趣旨を踏まえ、「川崎市耐震改修促進計画」の改定を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強く安全で安心なまちづくりを推進する。
- ・川崎市耐震改修促進計画の改定にあたっては、更なる建築物の安全性向上を所有者に促す継続的な取組と輸送道路などを詳細に検討する取組等により、段階的な対応を図る。

耐震改修促進法の改正概要	本市の対応方針
<p>(1) 建築物の耐震化のための規制強化</p> <p>① 耐震診断及び診断結果公表の義務化</p> <p>ア 不特定多数の者及び避難弱者が利用する大規模建築物等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正により、<u>耐震診断が義務化</u> ・所有者は平成27年12月31日までに耐震診断結果の報告が必要となる。 ・地方自治体は、診断結果の公表が義務付けられた。 <p>イ 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村が<u>耐震改修促進計画に位置づけることにより</u>、沿道の特定建築物の耐震診断が<u>義務化された。</u> <p>② 全ての建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた<u>耐震改修が努力義務化された。</u> 	<p>対応方針1 耐震診断の義務化</p> <p>耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた大規模な建築物等の所有者に対して、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、診断結果を報告することを求める。</p> <p>STEP 1</p> <p>耐震診断を義務付ける道路の指定については、詳細な検討が必要であるため、<u>次回の平成26年度計画改定に盛り込む予定。</u></p> <p>STEP 2</p> <p>対応方針2 全ての建築物の耐震化の促進</p> <p>マンションを含む住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を促進計画に記載し、建築物の耐震化を促進する。</p> <p>STEP 1</p>
<p>(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置</p> <p>① 容積率・建ぺい率の特例措置の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修工事により面積が増加した場合に、認定による容積率、建ぺい率の特例措置が創設された。 <p>② 耐震性に係る表示制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確保されている建築物について、その旨を表示できる制度が創設された。 <p>③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション等の区分所有建築物について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件が緩和された（3/4→1/2）。 	<p>対応方針3 耐震化を促進するための施策等</p> <p>新たに創設された表示制度等を促進計画に記載するとともに、耐震化施策の取組状況を記載し、建築物の所有者に周知を図る。</p> <p>STEP 1</p>
<p>(3) その他</p> <p>所管行政庁が所要の手続きに係る事項等を定めることが可能になった。</p>	<p>所要の手続きに係る事項等について、今年度中に様式等を整備し、建築物の所有者に対して周知を図る。</p>

川崎市耐震改修促進計画改定（案）の概要

資料 2

現行

1 背景と目的（第1章）

(1) 計画策定の背景

・耐震改修促進法第5条第7項に基づき、国の「基本方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ策定。

(2) 計画期間

・平成19年～平成27年度の9年間。

(3) 市・市民（所有者・管理者）の役割

・旧耐震基準に基づき建築された住宅・建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修に取り組むべきものとする。
 ・川崎市は、耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図り、財政支援など必要な措置を講ずるものとする。

2 耐震化の基本方針（第2章～第4章）

(1) 想定する地震の規模

・昭和63年度の調査（南関東地震、東海地震、近距離地震を想定）及び平成9年度の調査（プレート間地震、立川断層による地震）を想定。

(2) 耐震化の目標と現状

・目標…住宅、特定建築物⇒平成27年度までに耐震化率を90%にする。
 公共建築物（特定建築物及び重要建築物）⇒平成27年度までに100%にする。
 ・現状…住宅82.4%（H15.10） 特定建築物85.0%（H17年度末） 公共建築物 65.4%（H18.9）

3 耐震化を促進するため施策等（第5章～第8章）

(1) 民間建築物

ア 普及・啓発

・パンフレットの配布、講演会等開催

イ 支援策

・木造住宅、分譲マンション、宅地の耐震化に係る補助・助成

(2) 指導等

・特定建築物の耐震診断・改修の必要性が認められる場合は、指導等を行う。
 ・指導等を行う特定建築物の優先順位
 第1順位 被災後に救援・復旧拠点となる施設
 第2順位 不特定多数の市民が利用する建築物
 第3順位 その他特定建築物

(3) その他

ア 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

・川崎市地域防災計画（震災対策編）に規定する「緊急交通路」及び「緊急輸送路」を通行を確保すべき道路とし、平成27年度までに当該道路沿いにある特定建築物の耐震化を図る。

改定案

1 背景と目的（第1章）

(1) 計画策定の背景

・耐震改修促進法が平成25年5月に改正され、併せて促進計画の一部改定を行う。法

(2) 計画期間

・平成19年～平成27年度の9年間。
 ・今後必要に応じ、促進計画に位置づけた施策の進捗状況を考慮し、計画の延伸を検討する。

(3) 市・市民（所有者・管理者）の役割

・旧耐震基準に基づき建築された建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。法
 ・不特定多数の者が利用する建築物や、避難弱者が利用する建築物等のうち、大規模なものの所有者は、耐震診断を行い、平成27年12月31日までに川崎市に報告する義務がある。川崎市はこれを公表する。法
 ・川崎市は、耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図り、財政支援など必要な措置を講ずるものとする。

2 耐震化の基本方針（第2章～第4章）

(1) 想定する地震の規模

・震源域を川崎市直下とする、首都直下地震の最大規模であるマグニチュード7.3を想定。時

(2) 耐震化の現状と目標

・目標…住宅、特定建築物⇒平成27年度までに耐震化率を90%にする。
 公共建築物（特定建築物及び重要建築物）⇒平成27年度までに100%にする。
 ・現状…住宅86.5%（H20年度末） 特定建築物88.9%（H22年度末） 公共建築物 95.9%（H24年度末） 時

3 耐震化を促進するため施策等（第5章～第8章）

(1) 民間建築物

ア 普及・啓発

・パンフレットの配布、講演会等開催
 ・耐震関係規定等に適合していると認める場合、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を行う。法

イ 支援策

・木造住宅、分譲マンション、宅地の耐震化に係る補助・助成
 ・必要と認められる耐震改修工事などは、当該敷地に定められた建ぺい率、容積率を超えて計画することができる。法
 ・区分所有建築物は、耐震改修をおおうとする場合に管理組合総会の決議要件が緩和される。法

(2) 指導等

・指導等の対象建築物は全ての建築物とする。また、特定建築物のうち、次に掲げる建築物については、重点的に指導等を行う。
 ア 百貨店などの不特定多数の市民や高齢者・障害者などの避難弱者が利用する建築物（多数利用建築物）
 イ 危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物（危険物貯蔵建築物）
 ウ 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物（通行障害建築物）
 ・上記の中で、耐震診断が義務化される特定建築物については、優先的に指導等を行う。法

(3) その他

ア 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

・川崎市地域防災計画（震災対策編）に規定する「緊急交通路」及び「緊急輸送道路」を本市域の区域における多数の者の円滑な避難と通行を確保すべき道路とし、平成27年度までに当該道路沿いにある通行障害建築物の耐震化を図る。法
 ・耐震診断を義務づける道路の指定及び報告の期限については、県及び隣接自治体と協議・調整を行った上で検討する。

凡例

法 …法改正に伴う改定

時 …時点修正に伴う改定

特定建築物…本計画では旧耐震設計基準で、次の建築物を特定建築物と定義します。
 ○多数利用建築物（学校、百貨店等）
 ○危険物貯蔵建築物（危険物を貯蔵・処理施設する建築物）
 ○通行障害建築物（緊急輸送道路の沿道建築物）
 ○防災拠点建築物（今後県が指定する可能性がある防災拠点）

川崎市耐震改修促進計画改定（案）

【平成 26 年 3 月変更（予定）】

平成 19 年 3 月

川崎市

川崎市耐震改修促進計画

目 次

第1章 計画策定の背景と目的等

1. 計画策定の背景.....	1
(1) 阪神・淡路大震災の被害概要.....	1
(2) 耐震改修促進法の制定と川崎市耐震改修促進計画の策定について.....	4
(3) 東日本大震災の影響について.....	5
2. 計画の目的.....	5
3. 計画の位置付け.....	5
4. 計画期間.....	6
5. 対象地域.....	7
6. 対象建築物.....	7
7. 市・市民（所有者・管理者）の役割.....	7

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1. 市内に大きな被害が想定される地震.....	8
2. 地震被害想定調査結果〔平成22年報告、平成25年報告（再検証）〕.....	9

第3章 建築物の耐震化の目標.....11

第4章 建築物の耐震化

1. 住宅の耐震化.....	16
(1) 耐震化の現状.....	16
(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策必要戸数.....	16
2. 特定建築物の耐震化（民間建築物）.....	18
(1) 耐震化の現状.....	18
(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策実施棟数.....	19
3. 公共建築物の耐震化.....	20
(1) 耐震化の現状.....	20

(2) 耐震化の目標等	21
-------------	----

第5章 民間建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進にかかる基本的な考え方	22
(1) 民間建築物所有者・管理者による耐震化の推進	22
(2) 川崎市・国・県による建築物の所有者等への支援	22
2. 民間建築物の耐震化にかかる普及・啓発	23
3. 民間建築物の耐震化を促進するための環境整備	24
4. 民間建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための支援策	25
(1) 特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進	25
(2) 小規模福祉施設等の耐震診断及び耐震改修の促進	25
(3) 木造住宅等の耐震診断及び耐震改修の促進	25
(4) 分譲マンションの予備診断、耐震診断及び耐震改修等の促進	26
(5) 民間建築物の耐震診断及び耐震改修に対する税の特別措置	26
(6) 計画の認定基準の緩和	27
5. その他の地震時における建築物等の安全対策	27
(1) 既存建築物からの落下物対策及びブロック塀の安全対策	27
(2) エレベーターの安全対策	28
(3) がけ崩れ等による被害の軽減	28
(4) その他の安全対策	28

第6章 公共建築物の耐震化を促進するための取組

(1) 庁舎等	29
(2) 義務教育施設	29
(3) 市営住宅	29
(4) 公営企業所管建築物	29
(5) その他の公共施設	29
(6) 県有建築物	29

第7章 耐震改修等を促進するための指導及び命令等

1. 耐震改修促進法等による指導等の実施	30
2. 指導等を行う特定建築物	31
(1) 耐震診断等を行うべき特定建築物の区分	31
(2) 耐震診断を行うべき特定建築物の台帳化	31

第8章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	32
(1) 緊急交通路.....	32
(2) 緊急輸送道路.....	33
2. 緊急に改善すべき密集市街地.....	39
(1) 住環境改善に向けた取組.....	39

参考資料

第 1 章 計画策定の背景と目的等

1. 計画策定の背景

(1) 阪神・淡路大震災の被害状況

ア 地震による被害概要

平成 7 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分に発生した阪神・淡路大地震は、大都市における大規模な直下型地震であったことから、阪神・淡路地方を中心に多大な被害をもたらすとともに、6,434 人の尊い命が失われました。

表 I-1 地震の発生状況

震源地	震源の深さ	震度	マグニチュード
淡路島北部 北緯 34 度 36 分 東経 135 度 02 分	16km	7 (神戸、西宮の一部) 6 (神戸、洲本ほか) 5 (豊岡、彦根、京都ほか) 4 (姫路、津ほか)	7.3

(神戸市消防局ホームページより)

表 I-2 被害の概要

死者	負傷者	倒壊家屋	焼失家屋
6,434 人	43,792 人	249,180 棟	全焼 6,965 棟 半焼 80 棟

(神戸市消防局ホームページより)

イ 建築物の建築時期と被害の状況

被災建物の調査によると、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物における被害が多かったことがわかります。

また、構造別の被害状況を見ると、木造軸組の「大破+倒壊」の棟数が 126 棟で約 34.6%、「小破以上」の棟数が 229 棟で約 62.9%と被害が多かったことがわかります。

図 I - 1 - ① 建物の建築時期と被害状況【旧耐震設計基準の建築物】

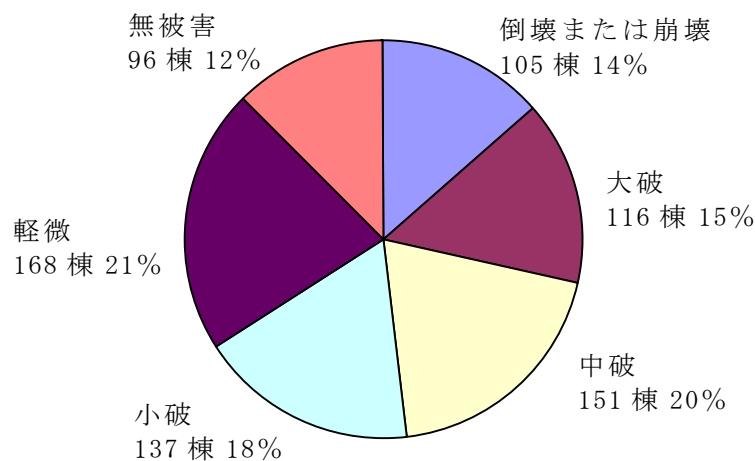
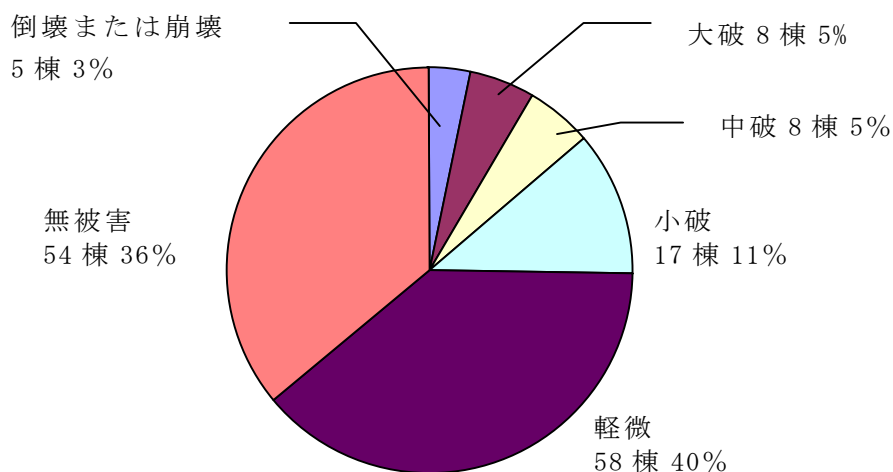


図 I - 1 - ② 建物の建築時期と被害状況【新耐震設計基準の建築物】



神戸市中央区 JR 三宮駅周辺の被害調査結果

(平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告より)

表 I - 3 構造別被災度分布

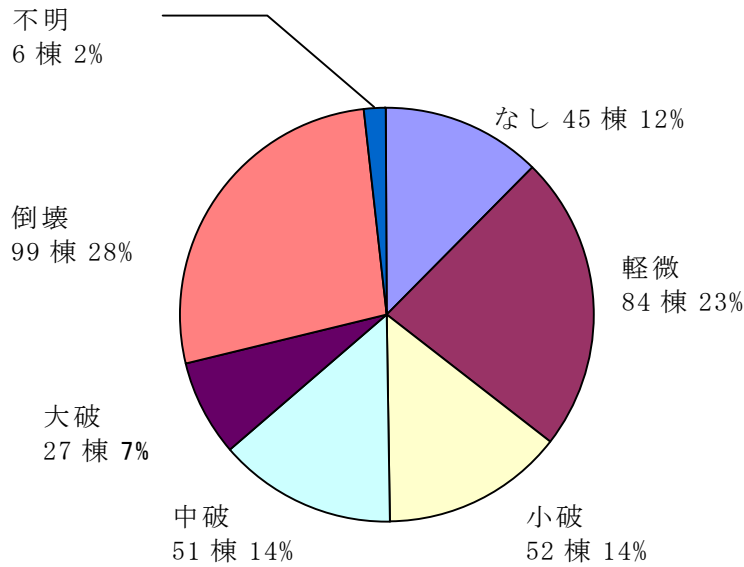
(単位：棟)

	なし	軽微	小破	中破	大破	倒壊	不明	総数
木造軸組	45	84	52	51	27	99	6	364
枠組壁工法	23	4	0	0	0	0	0	27
プレハブ	10	4	0	0	0	0	0	14
鉄骨	0	1	0	1	1	0	1	4
鉄筋コンクリート	12	0	0	0	0	0	0	12
不明	3	2	0	0	0	1	0	6
総数	93	95	52	52	28	100	7	427

芦屋市西部地区の 427 棟の調査結果

(平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告より)

図 I - 2 木造軸組構造の建築物の被災状況



芦屋市西部地区の 427 棟の調査結果
 (平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査会の中間報告より)

ウ 阪神・淡路大震災における死因

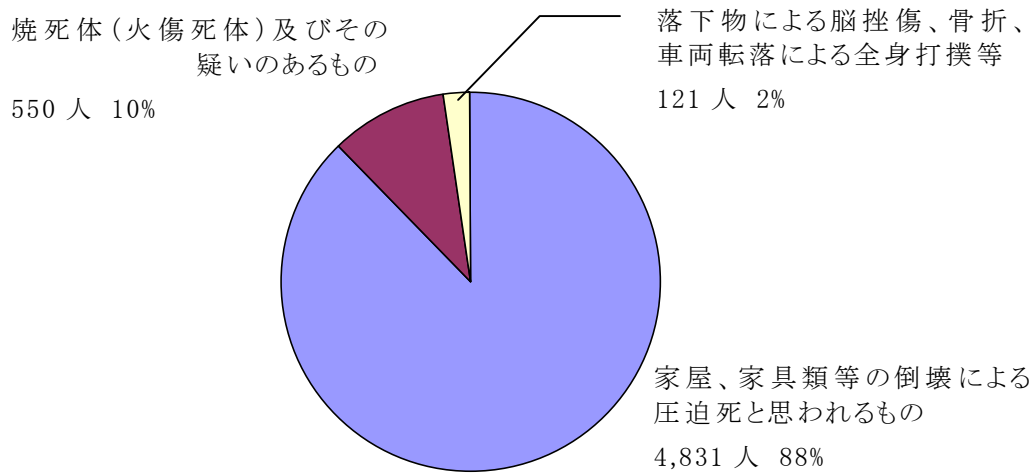
阪神・淡路大震災による直接的な死者数は 5,502 人でしたが、この約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

表 I - 4 死者の発生状況 (単位：人)

	死者数			
	兵庫	大阪	京都	合計
家屋、家具類等の倒壊による 圧迫死と思われるもの	4,823	7	1	4,831 (88%)
焼死体(火傷死体)及びその 疑いのあるもの	550	0	0	550 (10%)
落下物による脳挫傷、骨折、 車両転落による全身打撲等	107	14	0	121 (2%)
合計	5,480	21	1	5,502 (100%)

(平成 7 年 4 月 24 日現在 平成 7 年度警察白書より)

図 I - 3 死者の発生状況



(平成 7 年 4 月 24 日現在 平成 7 年度警察白書より)

(2) 耐震改修促進法の制定と川崎市耐震改修促進計画の策定について

建設省（現、国土交通省）は、阪神・淡路大震災後、直ちに「建築震災調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査を行った結果、昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多かったことが判明しました。

この結果をうけて、既存建築物の耐震性の強化が防災対策の中でも緊急性の高いものとして広く認識され、さらに平成 7 年 10 月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発し、全国的に地震が多いといわれている南関東地域においても、大地震がいつ発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

こうした中、平成 17 年 3 月 30 日の中央防災会議において「地震防災戦略」が決定され、その計画の中で東海地震及び東南海・南海地震の被害想定死者数や経済被害について、『今後 10 年間で半減させる』という減災目標を定めるとともに、この目標を達成するために必要となる住宅の耐震化率の目標（現在の住宅の耐震化率 75%を 10 年後に 9 割とすること）が設定されました。

この目標設定を踏まえ、平成 17 年 11 月には耐震改修促進法が改正され、平成 19 年 3 月には耐震改修促進法第 5 条第 7 項に基づき、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号、以下「基本方針」という。）が示されました。

さらに、平成 19 年 3 月に神奈川県で「神奈川県耐震改修促進計画」が策定されたことをうけて、本市では、平成 19 年 3 月に「川崎市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）」を策定しました。

(3) 東日本大震災の影響について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による地震被害をうけて、国は、今後発生が予想されている南海トラフの巨大地震の被害想定を行いました。甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視される結果となりました。

このため、国は、大規模地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付けや、耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大などを盛り込んだ、耐震改修促進法の改正を平成 25 年 5 月に実施しました。

この法改正をうけて、改正法に新たに規定された内容を促進計画に反映する必要があるため、本市においても促進計画の一部改定を行います。

2. 計画の目的

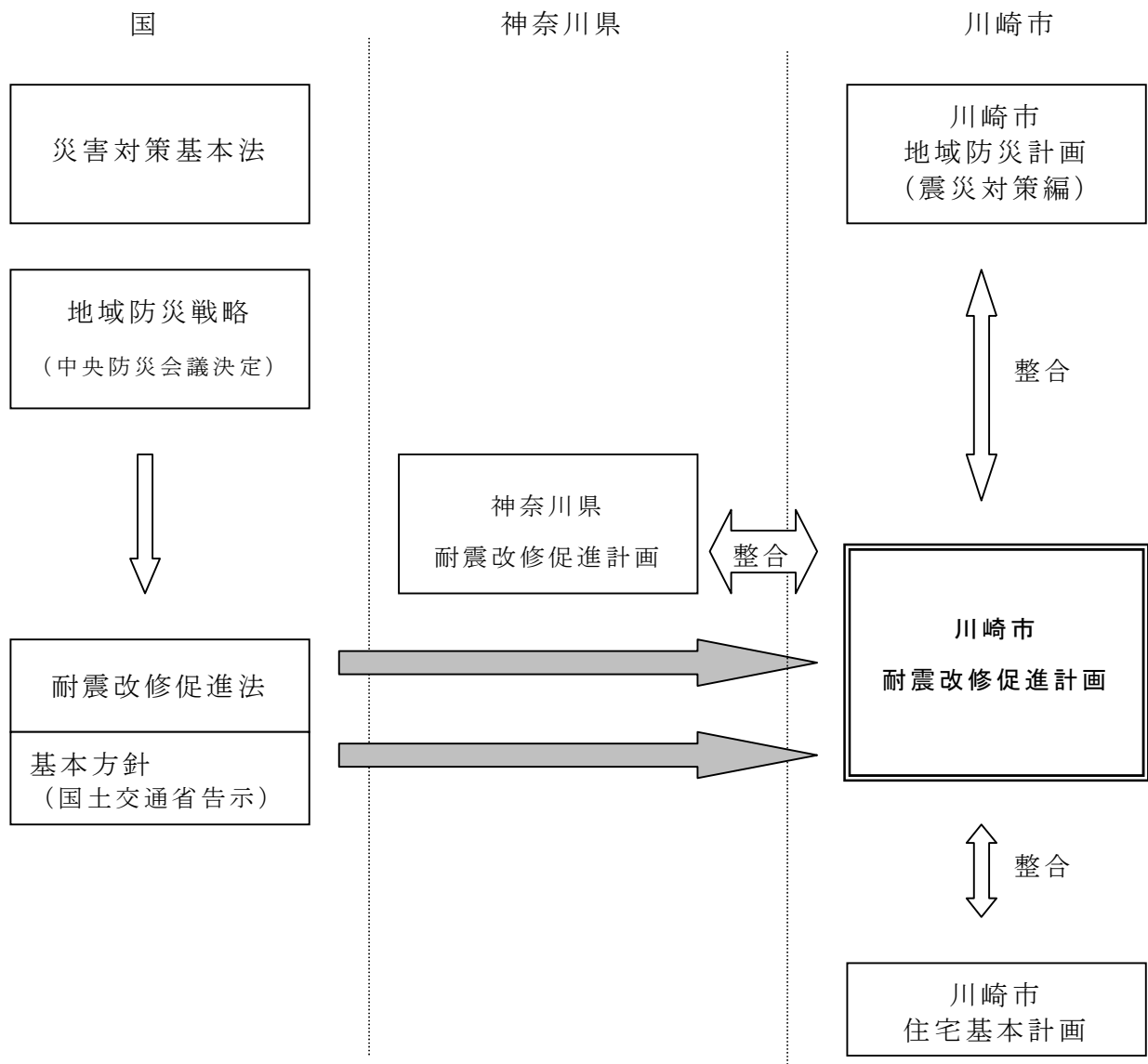
促進計画は、促進計画は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するため、災害に強いまちづくりを推進することを目的としています。

そのため、旧耐震設計基準に基づき建築され、現行の建築基準法に規定されている新耐震設計基準を満足していない既存不適格建築物の耐震性の向上を計画的に促進することを目的としており、本市の基本的な耐震対策を定めています。

3. 計画の位置付け

促進計画の策定及び施策等の実施に際しては、「神奈川県耐震改修促進計画」や本市の防災対策の基本となる「川崎市地域防災計画（震災対策編）」（平成 24 年一部改定）、住宅・住環境の分野別施策の基本方針である「川崎市住宅基本計画」等と整合を図っています。

図 I - 4 耐震改修促進計画の位置付け



4. 計画期間

促進計画の期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間とします。

なお、本計画は計画内容及び進捗状況等を検証し、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

また、今後必要に応じ、国の動向や他都市の対応を勘案し、促進計画に位置づけた施策（助成制度、普及啓発等）の進捗状況を考慮し、促進計画の延伸を含めた検討を行うものとします。

5. 対象地域

地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護するという本計画の目的に鑑み、「市内全域」を計画の対象地域とします。

ただし、施策により、対象地域が法律その他の規定により定められている場合は、その規定によるものとします。

6. 対象建築物

耐震改修促進法及び基本方針を踏まえ、旧耐震設計基準に基づき建設された建築物を対象とします。

7. 市・市民（所有者・管理者）の役割

平成 25 年 5 月の耐震改修促進法の改正により、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（以下、「大規模建築物」という。）等の所有者は、耐震診断を行い、平成 27 年 12 月までに耐震診断の結果を本市に報告することが義務付けられました。また、旧耐震設計基準に基づき建築された全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるべきものとなりました。

さらに、神奈川県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物及び、神奈川県又は本市が災害時に通行を確保すべき道路を指定した場合には、沿道の建築物等の所有者も大規模建築物の所有者と同様に、耐震診断を行い、それぞれ神奈川県又は本市が指定する期限までに神奈川県又は本市に耐震診断の結果を報告することが義務付けられました。

一方、本市は、大規模建築物の所有者が実施した耐震診断の結果の報告を受け、これを公表します。

また、本市は耐震診断及び耐震改修の必要性について普及、啓発を行い、市民が実施する耐震診断及び耐震改修に対する指導、助言を行うほか、財政支援や情報提供、耐震診断技術者の養成などの措置を講ずるよう努めます。

第2章 想定される地震の規模・被害の状況

1. 市内に大きな被害が想定される地震

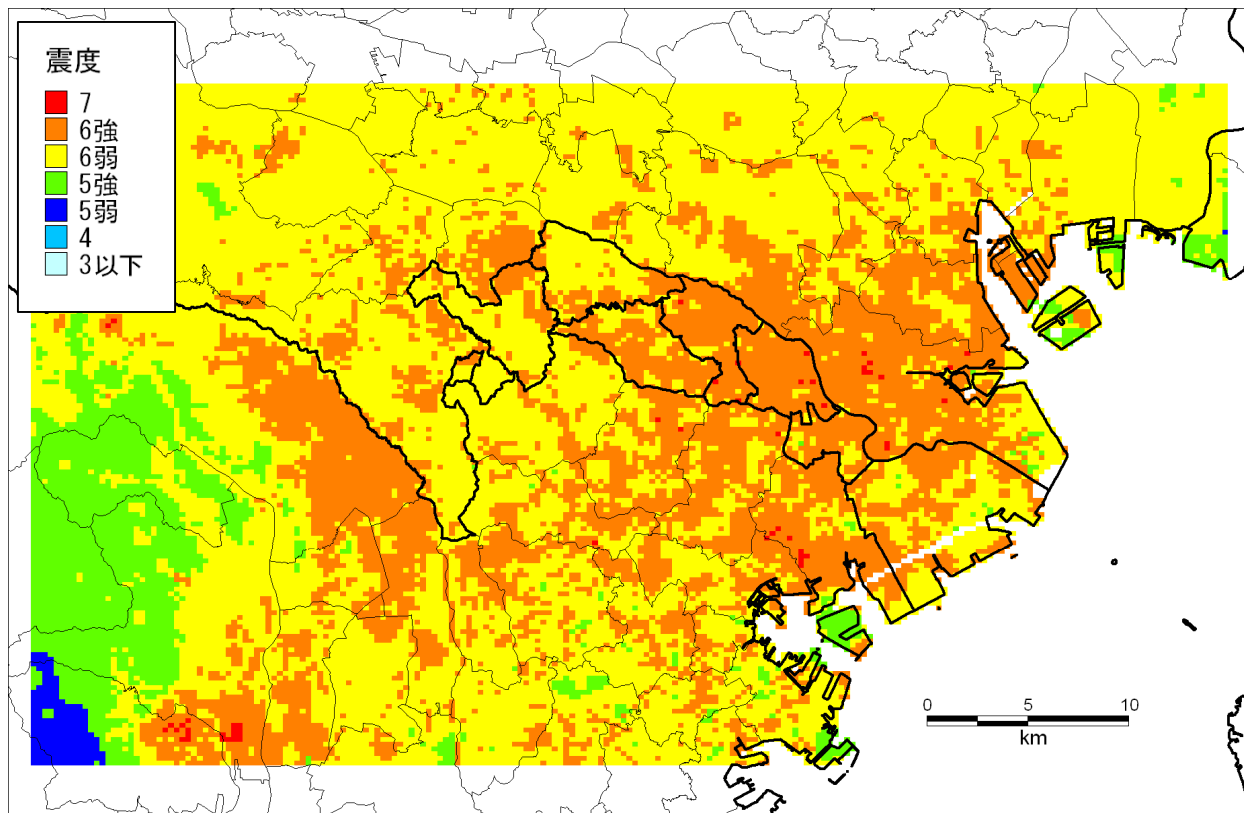
日本は大きなひずみが蓄積するプレート境界に位置し、これまで様々な規模の大きい地震を経験してきました。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに上回る巨大な地震と津波により、戦後最大の被害となりました。

本市においても様々な災害対策上の課題が上がり、東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しが必要となりました。規模の大きな地震は、長期的に同じ場所で繰り返して起こる性質があり、本市に大きな被害をもたらす地震として、今後30年以内に70%の発生が懸念されているマグニチュード7級の首都直下地震、さらには相模トラフ沿いにおける最大クラスの地震の発生が想定されています。

本市は、膨大な人口や構造物等が集中していることから、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等の取組の強化に向けて、阪神・淡路大震災の大都市の直下型地震による被害実態を踏まえながら、川崎市直下型地震（マグニチュード7.3）の被害想定を基に対策の強化について検討を行いました。

表Ⅱ-1 川崎市直下の地震(M7.3)による震度分布(平成22年報告)



2. 地震被害想定調査結果〔平成22年報告、平成25年報告（再検証）〕

本市では、発生が予測される地震の危険性をあらかじめ明らかにし、地震対策をより効果的に進めるために、川崎市直下の地震の被害想定を行い、平成22年に調査結果を公表しました。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえた見直しを行い、平成25年に再検証を行い、調査結果を公表しました。

この調査結果を踏まえ、川崎市地震防災戦略の改定では、平成22年報告と平成25年報告を比較し、被害量が多い結果を基に施策を推進していくこととしています。

表Ⅱ－2 木造・非木造建築物の想定被害（単位：棟、％（全建物棟数からみた割合））
平成25年報告

構造基準	木造		RC造		S造		合計	
	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破
H24	5,916	7,471	242	676	1,375	2,145	7,532	10,293
川崎市直下の地震	3%	4%	1%	3%	3%	4%	3%	4%
元禄型関東地震	1,544	2,664	90	329	681	1,182	2,315	4,174
	1%	2%	0%	1%	1%	2%	1%	2%
自治体基準	木造		RC造		S造		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
H24	18,019	39,529	586	2,056	2,961	6,505	21,566	48,089
川崎市直下の地震	11%	23%	2%	8%	5%	12%	9%	19%
元禄型関東地震	5,537	23,185	237	1,056	1,536	3,865	7,311	28,106
	3%	14%	1%	4%	3%	7%	3%	11%

平成22年報告

構造基準	木造		RC造		S造		合計	
	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破
川崎市直下の地震	10,029	10,716	370	875	1,871	2,735	12,271	14,326
	6%	6%	2%	4%	4%	5%	5%	6%
南関東地震	1,730	2,815	125	345	867	1,355	2,723	4,514
	1%	2%	1%	1%	2%	3%	1%	2%
東京湾北部地震	1,378	2,259	84	266	687	1,135	2,149	3,661
	1%	1%	0%	1%	1%	2%	1%	2%
自治体基準	木造		RC造		S造		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
川崎市直下の地震	27,979	44,583	889	2,540	4,075	7,584	32,942	54,707
	17%	27%	4%	11%	8%	14%	14%	23%
南関東地震	6,058	22,971	322	1,045	2,006	3,973	8,387	27,988
	4%	14%	1%	4%	4%	8%	3%	12%
東京湾北部地震	4,838	19,226	229	829	1,605	3,429	6,673	23,485
	3%	12%	1%	3%	3%	7%	3%	10%

建物棟数一覧（上：平成 20 年データ、下：平成 24 年データ）

区名	木造					RC造				S造				合計
	S25以前	S26～S45	S46～S55	S56以降	合計	S46以前	S47～S56	S57以降	合計	S46以前	S47～S56	S57以降	合計	
川崎区	1,171	8,277	6,728	10,252	26,428	1,131	1,037	2,343	4,511	2,270	3,071	9,414	14,755	45,694
幸区	420	4,975	4,141	6,947	16,483	247	344	1,144	1,735	394	998	4,364	5,756	23,974
中原区	622	5,557	5,672	11,026	22,877	392	648	2,801	3,841	532	1,488	6,703	8,723	35,441
高津区	405	3,698	5,984	12,148	22,235	233	412	2,741	3,386	375	1,306	4,984	6,665	32,286
宮前区	207	2,474	6,785	14,894	24,360	127	845	2,635	3,607	134	1,116	3,957	5,207	33,174
多摩区	420	4,507	6,577	15,263	26,767	237	580	2,931	3,748	156	1,105	5,400	6,661	37,176
麻生区	199	2,802	6,408	17,817	27,226	205	586	2,271	3,062	112	794	3,699	4,605	34,893
合計	3,444	32,290	42,295	88,347	166,376	2,572	4,452	16,866	23,890	3,973	9,878	38,521	52,372	242,638

区名	木造					RC造				S造				合計
	S25以前	S26～S45	S46～S55	S56以降	合計	S46以前	S47～S56	S57以降	合計	S46以前	S47～S56	S57以降	合計	
川崎区	984	7,220	6,275	11,688	26,167	1,031	992	2,497	4,520	2,071	2,907	10,029	15,007	45,694
幸区	358	4,290	3,788	8,047	16,483	211	323	1,263	1,797	343	917	4,714	5,974	24,254
中原区	520	4,682	5,138	12,422	22,762	341	616	3,060	4,017	448	1,371	7,177	8,996	35,775
高津区	335	3,181	5,425	14,114	23,055	197	394	3,005	3,596	327	1,179	5,338	6,844	33,495
宮前区	188	2,226	6,289	17,054	25,757	115	826	2,871	3,812	121	1,015	4,241	5,377	34,946
多摩区	373	3,893	6,035	17,018	27,319	225	551	3,049	3,825	131	1,036	5,805	6,972	38,116
麻生区	182	2,541	5,994	20,211	28,928	191	565	2,422	3,178	99	740	4,143	4,982	37,088
合計	2,940	28,033	38,944	100,554	170,471	2,311	4,267	18,167	24,745	3,540	9,165	41,447	54,152	249,368

（川崎市地震被害想定調査報告書より）

第3章 建築物の耐震化の目標

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）※1において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、基本方針では、『住宅の耐震化率及び特定建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。』としています。

また、基本方針を受け、神奈川県耐震改修促進計画においても、『住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値を同様に90%と定めることとします。』としていることから、本市においても、「住宅」及び「特定建築物※2」の耐震化の目標値を平成27年度までに90%と定めています。

なお、川崎市地震防災戦略では、耐震化の促進も含めて、死者及び直接経済被害の減災目標を、次のとおり掲げています。

表Ⅲ－1 川崎市地震防災戦略における目標（川崎市地震防災戦略より）

項目	目標
死者	計画期間(平成27年度まで)のできるだけ早期に、川崎市直下の地震(平成21年度想定)で想定される死者数の4割減を目標とします。
	約1,140人 ⇒ 約690人
直接経済被害	計画期間(平成27年度まで)のできるだけ早期に、川崎市直下の地震(平成21年度想定)で想定される経済被害の3割減を目標とします。
	約5.3兆円 ⇒ 約3.8兆円

※1 中央防災会議、東海地震及び東南海・南海地震の「地震防災戦略」（平成17年3月）

中央防災会議において東海地震及び東南海・南海地震の「地震防災戦略」を決定。東海、東南海・南海地震の被害想定は死者数や経済被害について、今後10年間で半減させるという減災目標を定めるとともに、この目標を達成するため必要となる住宅の耐震化率を目標（現在の住宅の耐震化率75%を10年後に9割とすること）として設定しました。

耐震改修促進法の改正を踏まえ、基本方針が『住宅及び建築物の耐震化の現状について直近の数値に改めるとともに、住宅の耐震化率について平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とする。』と改正（平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号）されました。

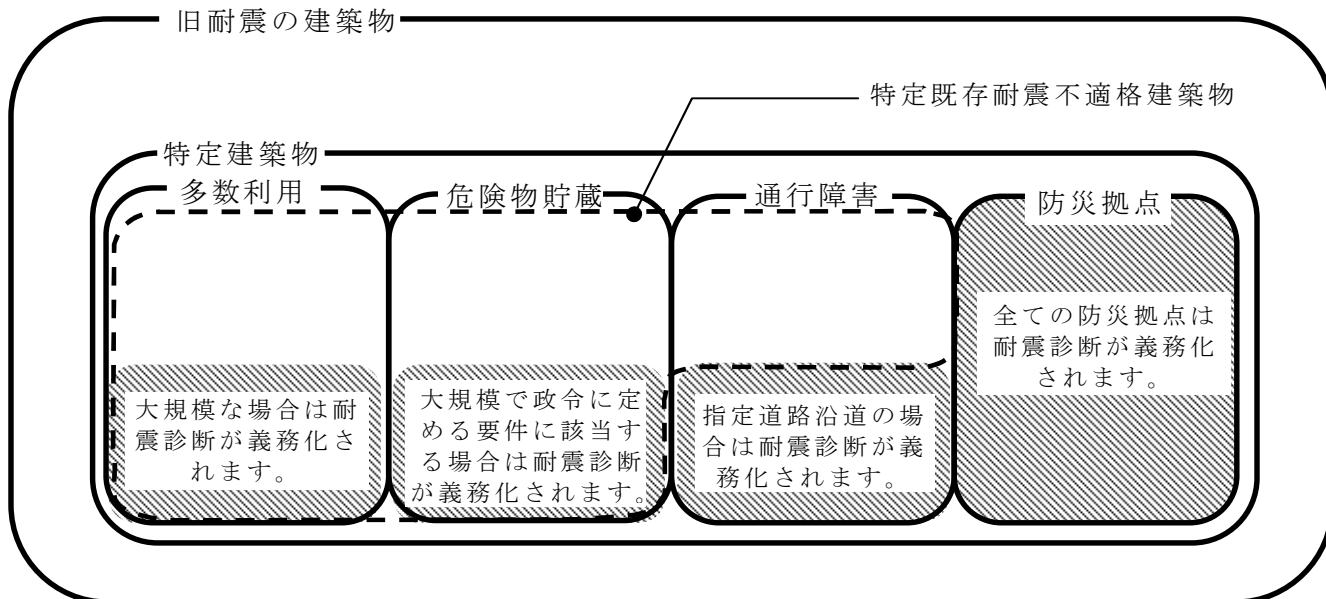
本市では、住宅及び特定建築物の耐震化は、概ね順調に推移しており、神奈川県の促進計画との整合性も図る必要があることから、法改正に伴う耐震化目標の見直しは行いませんが、現在の促進計画が終了する平成27年度末までに、これまでの耐震化対策の進捗状況を踏まえ、検討を行っていく予定です。

※ 2 特定建築物

本計画では、旧耐震設計基準の建築物である、「多数利用建築物」、「危険物貯蔵建築物」、「通行障害建築物」、「防災拠点建築物」を「特定建築物」と定義します。

- 多数利用建築物 学校、病院、百貨店、事務所等の多数の者が利用する建築物
- 危険物貯蔵 危険物を貯蔵・処理する建築物
- 通行障害建築物 緊急輸送路等沿道の通行障害建築物
- 防災拠点建築物 県が指定する公益上必要な防災拠点

表Ⅲ－2 旧耐震基準の建築物の分類



「特定建築物」のうち耐震診断が義務化される建築物（表Ⅲ－2斜線部）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○多数利用建築物（大規模なもの）
不特定多数の者が利用する病院、劇場、観覧場、展示場等
避難確保上特に配慮を要する者が利用する小学校等 ○危険物貯蔵（大規模なもの）
危険物を貯蔵・処理しており、敷地境界から一定の離隔距離が確保されていない建築物 ○通行障害建築物
県もしくは市が指定する災害時に通行を確保すべき避難路沿道の通行障害建築物 ○防災拠点建築物
県が指定する全ての防災拠点 | <p>要緊急安全確認大規模建築物
(法附則第3条)</p> <p>要安全確認計画記載建築物
(法第5条第3項第1号・第2号、第6条第3項第1号)</p> |
|--|--|

表Ⅲ－３ 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
病院、診療所			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物※詳細は次表参照		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500 m ² 以上	5,000 m ² 以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は市町村耐震計画に記載された道路に接する通行障害建築物		法第 5 条第 3 項第 3 号の道路の沿道建築物で一定高さ以上のもの 法第 6 条第 3 項第 2 号の道路の沿道建築物で一定高さ以上のもの	すべての建築物	

表Ⅲ－４ 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

iii) 要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断が義務化される特定既存耐震不適格建築物

床面積の合計が 5,000 m²以上でかつ敷地境界線からの距離が以下の表の距離以内に存する建築物

危険物の種類	危険物の数量	耐震診断が義務化される要件 (当該建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から敷地境界線までの距離が下記に定める距離以下とする)
① 火薬類 (法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、 信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管及び信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500km 2t 10t 5t	火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び数量に応じた第 1 種保安距離
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する建築物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	50m
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³	
④ マッチ	300 マッチトン (※)	
⑤ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2 万 m ³	13.33m
⑥ 圧縮ガス	20 万 m ³	一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則等に規定する保安距離等
⑦ 液化ガス	2,000t	(コンビナート等保安規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定する製造施設の場合は 50m)
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	毒物 20t 劇物 200t	—

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,2000 個、約 120kg

表Ⅲ－5 要安全確認計画記載建築物一覧

用途等の要件	要安全確認計画記載建築物の要件	指示対象となる要件	耐震診断が義務化される要件
都道府県耐震改修促進計画に記載された公益上必要な建築物	法第5条第3項第1号の建築物	/	全ての防災拠点
その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は市町村耐震計画に記載された道路に接する通行障害建築物	法第5条第3項第2号の道路の沿道建築物で一定高さ以上のもの		すべての通行障害既存耐震不適格建築物
	法第6条第3項第1号の道路の沿道建築物で一定高さ以上のもの		

第4章 建築物の耐震化

1. 住宅の耐震化

(1) 耐震化の現状

住宅総数 613,500 戸※1のうち、新耐震設計基準施行（昭和56年6月1日）後に建設された建物や、耐震改修が行われた建物など「耐震性を満たす」と判断されるものは530,700戸（耐震化率86.5%）で、「耐震性が不十分」と判断されるものは82,800戸となっています。

図IV-1 住宅の耐震化の現状（平成20年度）

住宅総数 613,500戸 (536,500戸) 木造戸建 139,200戸 (131,100戸) 共同住宅等 474,300戸 (405,400戸) ※2	昭和56年以降 475,700戸 (391,200戸) 木造戸建 90,700戸 (75,100戸) 共同住宅等 385,000戸 (316,100戸)		耐震性を満たす 530,700戸 (442,200戸) 木造戸建 96,100戸 (80,300戸) 共同住宅等 434,600戸 (361,900戸)
	昭和55年以前 137,800戸 (145,300戸) 木造戸建 48,500戸 (56,000戸) 共同住宅等 89,300戸 (89,300戸)	耐震性あり 木造戸建 5,400戸(5,200戸) 共同住宅等 49,600戸(45,800戸)	耐震性が不十分 82,800戸(94,300戸) 木造戸建 43,100戸(50,800戸) 共同住宅等 39,700戸(43,500戸)
		耐震性なし 木造戸建 43,100戸(50,800戸) 共同住宅等 39,700戸(43,500戸)	

※1 「住宅・土地統計調査（平成20年）」による。また、耐震性の有無等に係る住宅戸数については、同調査をもとに推計しています。

※2 図中、「木造戸建」は、一戸建ての木造及び防火木造の戸数を示しており、「共同住宅等」は、「木造戸建」以外の戸数を示しています。

※3 カッコ内の数値は「住宅・土地統計調査（平成15年）」をもとに推計した平成17年度末の数値です。

(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策必要戸数

平成27年度末までに、本市の住宅総数は約659,800戸※1まで増加するものと推計されますが、この内、「耐震性が不十分」とされるものは、約48,800戸と推計されます。

図Ⅳ－２ 耐震化が必要な住宅戸数

【平成20年度末】 住宅総数 613,500戸 (536,500戸)	【平成27年度末】 住宅総数※1 約659,800戸 (約635,100戸)
<p>耐震性を満たす</p> <p>530,700戸 (442,200戸)</p> <p>木造戸建 96,100戸 (80,300戸)</p> <p>共同住宅等 434,600戸 (361,900戸)</p>	<p>耐震性を満たす</p> <p>約611,000戸 (約600,200戸)</p> <p>木造戸建 112,900戸 (116,800戸)</p> <p>共同住宅等 498,100戸 (483,400戸)</p>
<p>耐震性が不十分</p> <p>82,800戸 (94,300戸)</p> <p>木造戸建 43,100戸 (50,800戸)</p> <p>共同住宅等 39,700戸 (43,500戸)</p>	<p>耐震性が不十分</p> <p>約48,800戸 (約34,900戸)</p> <p>木造戸建 約29,200戸 (約23,700戸)</p> <p>共同住宅等 約19,600戸 (約11,200戸)</p>

※1 平成27年度末の住宅総数等の戸数は、住宅・土地統計調査等から推計しています。

木造戸建と共同住宅等を合わせた「住宅総数」で見た場合、平成27年度末における耐震化の数値目標90%は、建替えなどにより達成される見込みとなっています。このため、可能な限り早期の目標達成を目指すとともに、耐震化の状況把握に努め、90%の目標が達成された段階で、改めて目標の見直しを図ります。

「木造戸建」のみを見た場合、耐震化率90%を達成するためには、平成27年度までに建替えや自費改修を含め、約14,990戸の耐震化が必要となっています。木造住宅の耐震性を向上させるため、所有者が耐震改修する場合の補助制度を継続し、耐震化目標の達成に向けた取組みを継続します。

「共同住宅等」については、平成23年度及び平成24年度に実施した旧耐震設計基準により建設されたマンションの管理組合等を対象とした実態調査によると、市内366件のうち304件から回答があり、耐震診断を実施済みのマンションは49件、耐震補強工事を実施済みのマンションは、14件となっています。

分譲マンションについては、区分所有者による管理組合での合意が必要となり

ますが、多くの区分所有者がいることなどから、その合意形成は必ずしも容易ではありません。また、地震による倒壊が生じた場合、マンションの居住者だけでなく、周辺への影響も予測されることから、管理組合による耐震対策を支援する環境整備を図る必要があります。

表Ⅳ－１ 平成 27 年度における耐震化割合の推移

	平成20年度末		平成27年度末	
	耐震性満足／全戸数	耐震化割合	耐震性満足／全戸数	耐震化割合
木造戸建	96,100戸／139,200戸	69.0%	112,900戸／142,100戸	79.5%
共同住宅等	434,600戸／474,300戸	91.6%	498,100戸／517,700戸	96.2%
住宅総数	530,700戸／613,500戸	86.5%	611,000戸／659,800戸	92.6%

2. 特定建築物の耐震化（民間建築物）

(1) 耐震化の現状

平成 22 年度の民間の特定建築物（13, 14 頁 表Ⅲ－3, 4, 5 参照）については、13,732 棟の約 15%に当たる 2,105 棟が昭和 56 年以前に建築されたもので、その内、約 72%にあたる 1,526 棟が「耐震性なし」と推定されます。耐震化率〔(57 年度以降棟数＋56 年度以前棟数「耐震性あり」／全棟数)〕は全体で 88%と推定されます。

表Ⅳ－2 特定建築物の耐震化の現状

特定建築物の種類 (民間建築物のみ)	全数	57 年度 以降 棟数	57 年度以前棟数※ 1			耐震 化率
			全数	耐震性 あり※2	耐震性 なし	
法第 7 条第 1 号の建築物 (防災拠点)※ 2	0	0	0	0	0	-
法第 1 4 条第 1 号の建築物 (多数利用)	6,011 (4,978)	5,318 (3,802)	693 (1,176)	272 (529)	421 (647)	92.9% (87%)
法第 1 4 条第 2 号の建築物 (危険物)	580 (686)	476 (370)	104 (316)	37 (142)	67 (174)	88.4% (75%)
法第 1 4 条第 3 号の建築物 (法第 7 条第 2、3 号の建築物 含む※ 2) (通行障害)	7,141 (5,879)	5,833 (4,247)	1,308 (1,632)	270 (734)	1,038 (898)	85.4% (85%)
全ての特定建築物	13,732 (11,543)	11,627 (8,419)	2,105 (3,124)	579 (1,405)	1,526 (1,719)	88.8% (85%)

※ 1 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は、現行の耐震基準を下回っているものをいいます。

※ 2 法第 7 条各号の建築物に関しては、市内では指定がされていません。

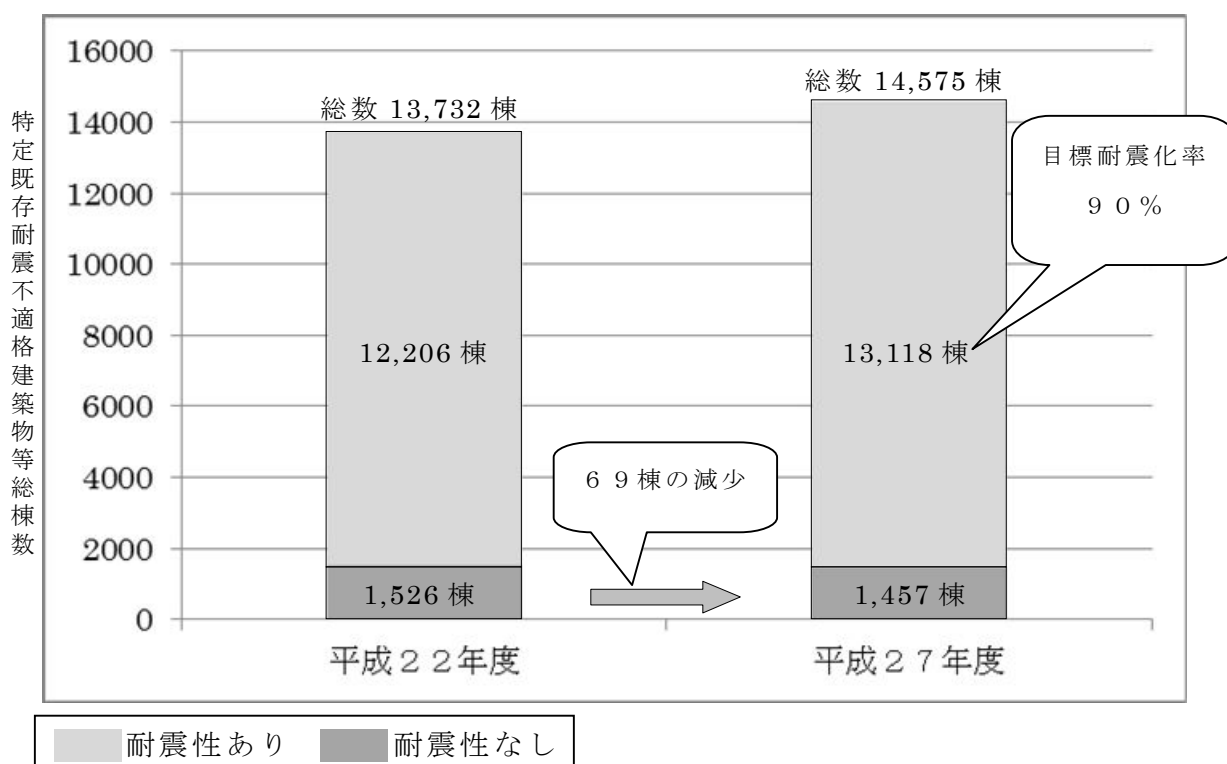
(2) 耐震化目標を達成するための耐震対策実施棟数

平成 27 年度には、特定建築物の総数は約 14,575 棟まで増加するものと推測され、耐震化率を 90% (13,118 棟) とするためには、平成 27 年度における「耐震性なし」特定建築物を総数の 10%にあたる 1,457 棟以下にする必要があります。

今後、自発的な耐震改修・建替えと施策等により耐震改修・建替えを促進する対象棟数はあわせて約 69 棟と推定されます。このため、所有者等に対しては、耐震改修促進に向けた普及・啓発を図るとともに、国の動向等を踏まえ、新たな施策の推進に取り組んで参ります。(図Ⅳ-3 参照)

特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	
現状	目標
約 88%	約 90%

図Ⅳ-3 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標



※ 平成 27 年度特定既存耐震不適格建築物総数の増加数及び耐震性なしの減少数は、神奈川県耐震改修促進計画を参考に算出

3. 公共建築物の耐震化

(1) 耐震化の現状

本市の公共建築物 4,798 棟の耐震対策については、旧耐震設計基準に基づいて建設された建物の内、旧耐震改修促進法に定める「特定建築物」と、川崎市地域防災計画に定める震災対策上重要な建築物である「重要建築物」※1を対象として、平成7年度から耐震診断及び耐震改修等の耐震対策を実施しました（市営住宅を除く。）。

その結果、耐震対策が必要と判断された建築物 458 棟の内、耐震対策が未了の 19 棟について、今後、計画的に耐震化を図ります。

また、市営住宅については、耐震診断を実施し、その結果を踏まえ耐震対策を進めています。旧耐震設計基準のうち、耐震対策が必要な建物及び建替え予定等の 113 棟について、引続き計画的に事業を進めます。

表Ⅳ-3 市公共建築物の耐震化状況

耐震対策対象(A)				耐震化済棟数 (E=B+C)	耐震化割合 (F=E/A)
	耐震性を満足(B)	耐震対策完了(C)	耐震対策未了(D)		
458棟	191棟	248棟	19棟	439棟	95.9%
※2	※3	※4	※5		

(平成25年3月現在)

表Ⅳ-4 市営住宅耐震基準別棟数

		棟数
総数		444棟
	新耐震基準	180棟
	旧耐震基準	264棟
	耐震対策完了(耐震性ありを含む)	151棟
	耐震対策予定(建替予定等を含む)	113棟

(平成25年3月現在)

※1 「重要建築物」とは

「川崎市地域防災計画(震災対策編)」に規定する地震防災上重要な建築物で、地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物。

「川崎市地域防災計画(震災対策編)」では、対象施設として次の施設を規定しています。

ア 市役所 イ 区役所 ウ 消防署 エ 道路公園センター オ 保健福祉センター
カ 病院 キ 学校 ク 社会学習施設 ケ 社会福祉施設 コ 卸売市場 サ 競輪場

- ※2 庁舎等 209 棟、義務教育施設 230 棟、公営企業所管建築物 19 棟の合計
川崎市耐震改修促進計画策定時においては、492 棟と記載していたが、「公立学校施設の実態調査要領(文部科学省基準)」に基づき棟数を整理した結果、義務教育施設については 264 棟から 230 棟になった。
- ※3 第 1 次耐震診断、第 2 次耐震診断及び耐力度調査の結果、「耐震性を満たしている」と判断された建築物の合計
- ※4 第 2 次耐震診断及び耐力度調査の結果、「耐震性が不十分」と判断された建築物の内、平成 18 年 9 月末までに耐震対策が完了した建築物の合計
- ※5 第 2 次耐震診断及び耐力度調査の結果、「耐震性が不十分」と判断された建築物の内、平成 25 年 3 月末現在で耐震対策が未了の建築物（庁舎等 14 棟、公営企業所管 5 棟）

(2) 耐震化の目標等

本市公共建築物については、施設利用者の安全確保と災害時に当該施設が担う役割等に配慮し、平成 27 年度までに集中的かつ効果的に耐震化を図るため、これまでと同様に旧耐震設計基準により建設された「特定建築物」及び「重要建築物」を対象として、耐震性が不十分と判断された全ての建築物の耐震化を図ります。

① 対象公共建築物

旧耐震設計基準に基づいて建設された「特定既存耐震不適格建築物等」及び「重要建築物」とします。

② 耐震化目標

耐震診断等の結果、耐震性が不十分と判断された全ての公共建築物について、平成 27 年度までに必要な耐震対策を実施します。

第5章 民間建築物の耐震化を促進するための施策

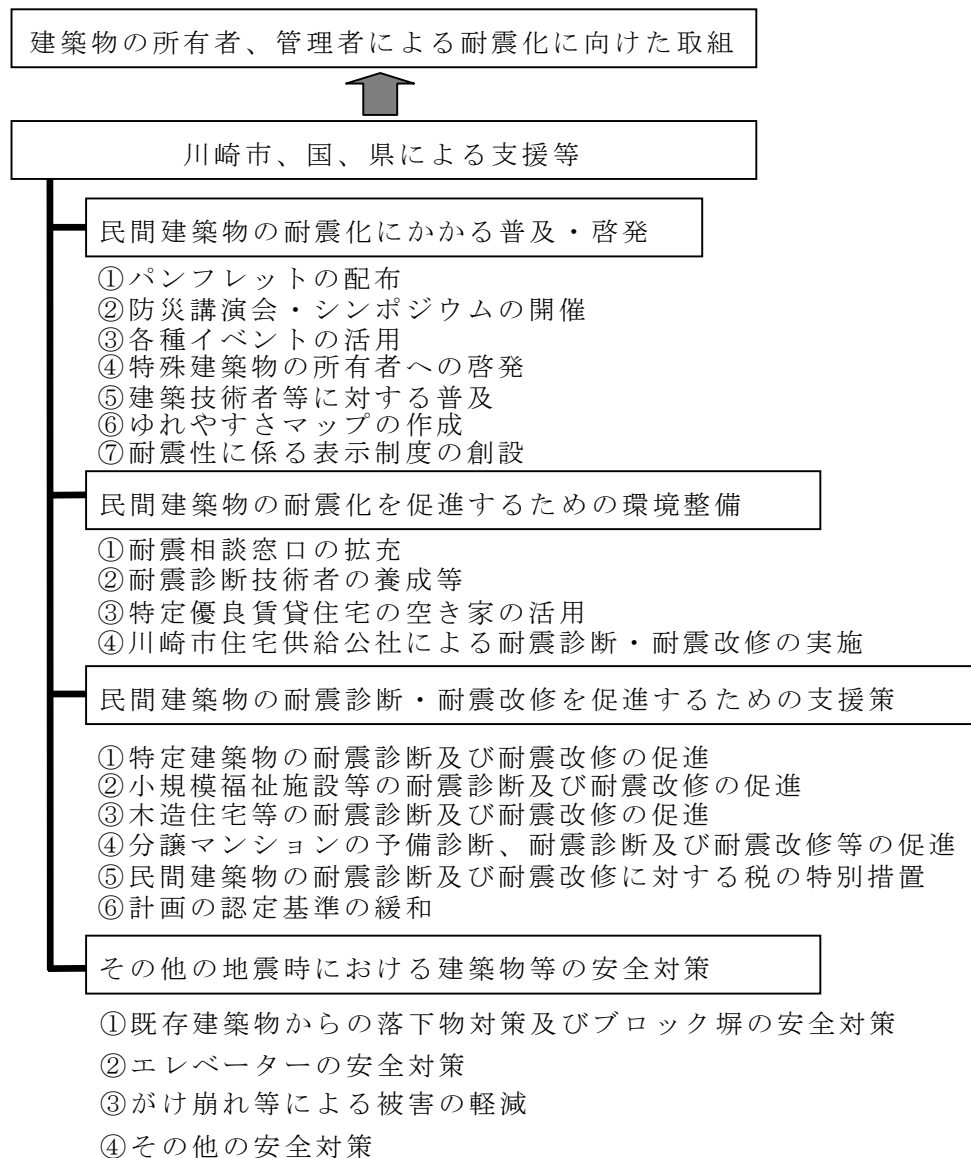
1. 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

(1) 民間建築物の所有者・管理者による耐震化の推進

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が自らの生命・財産は自ら守るという意識を持つとともに、建築物の倒壊により周辺の安全を脅かさないように、建築物の耐震対策を地域防災上必要な課題と捉え、意識して取り組むことが必要です。

(2) 川崎市・国・県による民間建築物の所有者等への支援

建築物の所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、耐震化に関する情報提供など所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度実施などの施策を進めます。



2. 民間建築物の耐震化にかかる普及・啓発

今後発生が予想される地震に備え、既存民間建築物の耐震性の向上を推進するため、建築物の所有者、管理者及び建築技術者等に対して、今後も継続的に耐震診断や耐震改修等の必要性について普及・啓発を行います。

① パンフレットの配布

木造住宅所有者自らが簡単に自宅の耐震性の目安が得られるリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」や、鉄筋コンクリート及び鉄骨造の建築物の所有者向けのリーフレット「あなたの建物は安全ですか?」、耐震改修だけでなく、バリアフリー化も含めた効果的な住宅リフォームの事例を紹介するリフォーム事例集「住宅リフォームのポイント」を相談窓口に加え、相談の際に配布説明するほか、防災訓練や説明会などの機会を捉え広く市民に配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めます。

② 防災講演会・シンポジウムの開催

木造住宅や木造共同住宅等の所有者に対して、耐震に関する知識の普及を目的として、防災講演会やシンポジウムを開催することにより、地震に強い家づくりについての普及啓発を行うとともに、支援制度の啓発に努めます。

③ 各種イベントの活用

防災の日などのイベント開催時における建築物の防災コーナーの設置や、相談会の開催等を通じて、市民に対し建築物の耐震性の確保の重要性について啓発を行います。

④ 特殊建築物の所有者への啓発

建築基準法第12条に規定する特殊建築物については、定期報告制度を活用して建築物の所有者、管理者に対し、耐震性等の向上について啓発指導を行います。

⑤ 建築技術者等に対する普及

建築技術者向けの耐震技術講習会等を開催し、既存の一般住宅の耐震性を向上させることの重要性や地域の防災上の安全確保への認識を高め、新築時の建築計画、既存建築物の補強計画及び工事施工等の各段階において、耐震性の確保に十分留意するよう指導啓発を図ります。

⑥ ゆれやすさマップの作成

地震発生時に想定される市内各地域の揺れの状況を示す「ゆれやすさマップ」を作成・公表し、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発を図ります。

⑦ 耐震性に係る表示制度の創設

耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認める場合、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を行っています。

3. 民間建築物の耐震化を促進するための環境整備

① 耐震相談窓口の拡充

まちづくり局指導部建築監察課、市街地開発部住宅整備課、一般財団法人川崎市まちづくり公社ハウジングサロン及びNPO住宅相談コーナー（川崎市住宅供給公社溝ノ口事務所内）に常設している耐震相談窓口に加え、臨時の耐震診断窓口の開設や簡易診断の実施等、今後も引続き建築関係団体等の協力を得ながら、耐震施策等の啓発活動に努めます。

② 耐震診断技術者の養成等

建築技術者を対象として、木造住宅や木造共同住宅等の建築物の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図ることにより、市民の住まいの安全性を確保する目的で、耐震診断技術者向けの講習会等を開催します。

③ 特定優良賃貸住宅の空き家の活用

住宅の耐震改修に際し、工事期間中の仮住まいの確保が必要となる場合、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、特定優良賃貸住宅※1の空き家を活用できるものとします。なお、入居ができる条件は下記のとおりとします。

※1 特定優良賃貸住宅に入居できる条件

- ア) 対象者は、耐震改修促進法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修を行う住宅に居住している者。
- イ) 特定優良賃貸住宅の入居者が継続して確保できない住戸。
- ウ) 賃貸期間は2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

④ 川崎市住宅供給公社による耐震診断・耐震改修の実施

マンションの耐震改修は、居住者の合意形成などいくつかの課題を解決する必要があることから、川崎市住宅供給公社が有するマンションに関する経験を活かし、耐震診断・耐震改修の業務を行うことができるものとします。

4. 民間建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための支援策

本市では、建築物の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修にかかる費用の助成等の各種支援施策を実施しています。

(1) 特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

① 特定建築物の耐震改修等事業助成制度の活用

ア) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手された特定既存耐震不適格建築物等の所有者等が、当該建築物の耐震診断を実施する場合、その費用の一部を助成します。

イ) 耐震診断の結果、改修工事が必要と判定された場合に、耐震改修促進法の認定に基づく耐震改修の計画作成費用の一部を助成します。

ウ) 耐震改修促進法の認定に基づく改修工事を行う場合、改修工事費用の一部を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 指導部 建築監察課】

(2) 小規模福祉施設等の耐震診断及び耐震改修の促進

① 小規模福祉施設等耐震化促進支援制度の活用

災害時要援護者が多く利用する病院、診療所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、児童厚生施設、幼稚園、保育所などで、特定既存耐震不適格建築物に掲げる規模に満たないものの所有者等が、当該建築物の耐震診断等を実施する場合、その費用の一部を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 指導部 建築監察課】

(3) 木造住宅等の耐震診断及び耐震改修の促進

① 木造住宅耐震診断士派遣制度の活用

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築工事に着手された木造の一戸建て住宅（1 / 2 以内の店舗等の併用住宅を含む）、共同住宅、長屋及び借家（桝組壁工法及びプレハブ住宅は除く。）で一般診断を希望する場合、所有者の申請により、耐震診断士を派遣し、調査・報告書作成などに要する費用の全額を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 指導部 建築監察課】

② 木造住宅耐震改修助成制度の活用

市民が市内に所有し、居住している木造の一戸建て住宅（1 / 2 以内の店舗等の併用住宅を含む）共同住宅、長屋及び借家（桝組壁工法及びプレハブ住宅は除く。）に精密診断・工事監理費用・改修工事及び補強計画作成の一部

を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 指導部 建築監察課】

(4) 分譲マンションの予備診断、耐震診断及び耐震改修等の促進

① マンション耐震診断に係る予備診断事業の活用

旧耐震設計基準に基づき建設された分譲マンションの管理組合が、当該マンションの予備診断を実施する場合、市が無料で一級建築士を派遣し、耐震診断に向けた現況調査や診断方法などの提案を行います。

【問合せ先 まちづくり局 市街地開発部 住宅整備課】

② マンション耐震診断事業費用助成制度の活用

旧耐震設計基準に基づき建設された分譲マンションの管理組合が、当該マンションの耐震診断を実施する場合、診断に要する費用及び診断内容が適切であるかどうかの評価を受ける耐震判定委員会等の判定に要する費用の一部を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 市街地開発部 住宅整備課】

③ マンション耐震改修工事等事業助成制度の活用

旧耐震設計基準に基づき建設された分譲マンションで、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定され、耐震改修促進法の認定に基づく耐震改修設計及び改修工事を行う場合、当該マンションの管理組合に対し、費用の一部を助成します。

【問合せ先 まちづくり局 市街地開発部 住宅整備課】

(5) 民間建築物の耐震診断及び耐震改修に対する税の特別措置

① 所得税額の特別控除の実施

平成 26 年 12 月 31 日までの間に、自ら居住の用に供する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、一定の耐震改修を行った場合に、その年分の所得税額から、耐震改修に要した費用から補助金等の交付を受けた額を引いた金額、もしくは耐震改修にかかる標準的な金額のいずれか少ない金額の 10% に相当する額（20 万円を上限。）の控除が受けられます。

② 固定資産税額の減額措置の実施

昭和 57 年 1 月 1 日から所在する住宅について、平成 27 年 12 月 31 日までの間に一定の耐震改修が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額（1 戸当たり 120 ㎡相当分までに限る。）の減額が受けられます。

(6) 計画の認定基準の緩和

① 容積率、建ぺい率の特例

耐震改修工事が、地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、当該建築物が建ぺい率関係規定、容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められる時は、当該敷地に定められた建ぺい率、容積率を超えて計画することができます。

② 管理組合総会の決議要件の緩和（3/4以上の多数決議→1/2以上）

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物について、耐震改修を行おうとする場合に管理組合総会の決議要件が緩和されました。

5. その他の地震時における建築物等の安全対策

(1) 既存建築物からの落下物対策及びブロック塀の安全対策

窓ガラスや外壁等の建築物からの落下物から市民の安全を確保するため、繁華街等人が多く集まる場所の建築物に対して、昭和61年度に実態調査を実施し改善指導を行っており、平成9年度から平成11年度にかけては、震災後の避難所（小学校）までの避難経路の安全確保に寄与するため、市立小学校114校の通学路沿いにある建築物の「落下物及びブロック塀等実態調査」を実施しました。その結果に基づき、順次、追跡調査により、継続的に改善指導を行っています。

表V-1 落下物実態調査に伴う改善指導一覧

	評価		合計
	指導対象（うち改善完了）	指導対象外	
調査結果	39（36）	7,764	7,803

（平成25年3月末現在）

表V-2 ブロック塀実態調査に伴う改善指導一覧

	評価		合計
	指導対象（うち改善完了）	指導対象外	
調査結果	323（249）	8,802	9,125

（平成25年3月末現在）

また、建築監察課に相談窓口を設置し、ブロック塀・石塀等に関するリーフレットを配布するとともに、築造や改修等の相談を受けています。

(2) エレベーターの安全対策

千葉県付近直下を震源とする千葉県北西部地震（平成 17 年 7 月 23 日）では、首都圏で震度 5 弱から 5 強の揺れが発生しました。この地震により東京、神奈川、千葉、埼玉で地震時管制運転装置を備えたエレベーター総数の約 44%に相当する約 64,000 台のエレベーターが停止し、点検や復旧作業に約 24 時間を要し、乗客の閉じ込めは 78 台、救出要請 46 件、故障・損傷は 44 台に及びました。また、東日本大震災では、市内におけるエレベーターの救助要請件数は 21 件に及びました。

これらの教訓を踏まえ、建築基準法第 12 条第 3 項及び第 4 項に基づく定期検査及び定期報告の機会を捉え、エレベーターを備える建築物の所有者等に対し、震災時におけるエレベーターの安全性の確保について、指導・啓発を図ります。

(3) がけ崩れ等による被害の軽減

近年、地震や大雨により、各地で老朽化した擁壁の倒壊などの崖崩れが発生し、地域に大きな影響を与えています。このことから、本市においては、擁壁等の改修工事の促進を図り、地震や大雨等による宅地災害を防止し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成 21 年 4 月より、宅地災害の防止又は復旧工事に対し、工事費用の一部を助成しています。

① 宅地防災工事助成制度

宅地災害の防止又は復旧を目的とした工事を施工しようとする者に対し、該当工事に係る費用の 3 分の 1（上限を 300 万円）の助成を行います。

【問合せ先 まちづくり局 指導部 開発審査課】

(4) その他の安全対策

① 家具転倒防止金具取付事業

地震の発生時に起こる家具転倒事故を防ぐため、ひとり暮らし高齢者・障害者、高齢者のみの世帯などで、みずから家具転倒防止金具を取り付けることが困難な世帯を対象として、対象者が居住する家屋の家具 3 台までについて、金具を無料で取り付けます。

【問合せ先 健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課】

② 生垣づくり助成事業

既存ブロック塀を撤去し生垣を新設する場合に撤去費用の一部及び公共性（公道に面する）があると認められる場所で、延長 5m 以上の生垣を新設する費用の一部を助成します。

【問合せ先 公益財団法人川崎市公園緑地協会 緑の推進支援課】

第6章 公共建築物の耐震化を促進するための取組

公共建築物は、施設を利用する市民の安全確保や発災時には情報拠点、避難収容拠点等の防災上重要な施設となることなどから、利用状況等に配慮しながら計画的に耐震対策を実施します。

(1) 庁舎等

「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づき、耐震対策を実施する53棟については、平成24年度までに39棟の耐震対策を実施しており、残りの14棟は平成27年度までに完了させることを目標として、耐震対策を着実に実施します。

(2) 義務教育施設

児童・生徒の安全確保や発災時には避難収容施設として防災上重要な施設であるため、平成22年度までに耐震補強等の耐震対策が完了しました。

(3) 市営住宅

旧耐震設計基準に基づき建設された264棟の内、耐震性があるもの及び耐震対策済の151棟を除く、残り113棟について、「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」に基づいて、計画的に建替えや耐震化を図ります。

(4) 公営企業所管建築物

病院、水道、下水道の各施設については、市民生活に欠かせない施設であることから、耐震対策が必要な5棟について、計画的な対応を図ります。

(5) その他の公共施設

特定建築物及び重要建築物を除く附属的施設などの小規模な公共施設については、対象建築物の耐震対策と並行して個々に補修や改修等により対応いたします。

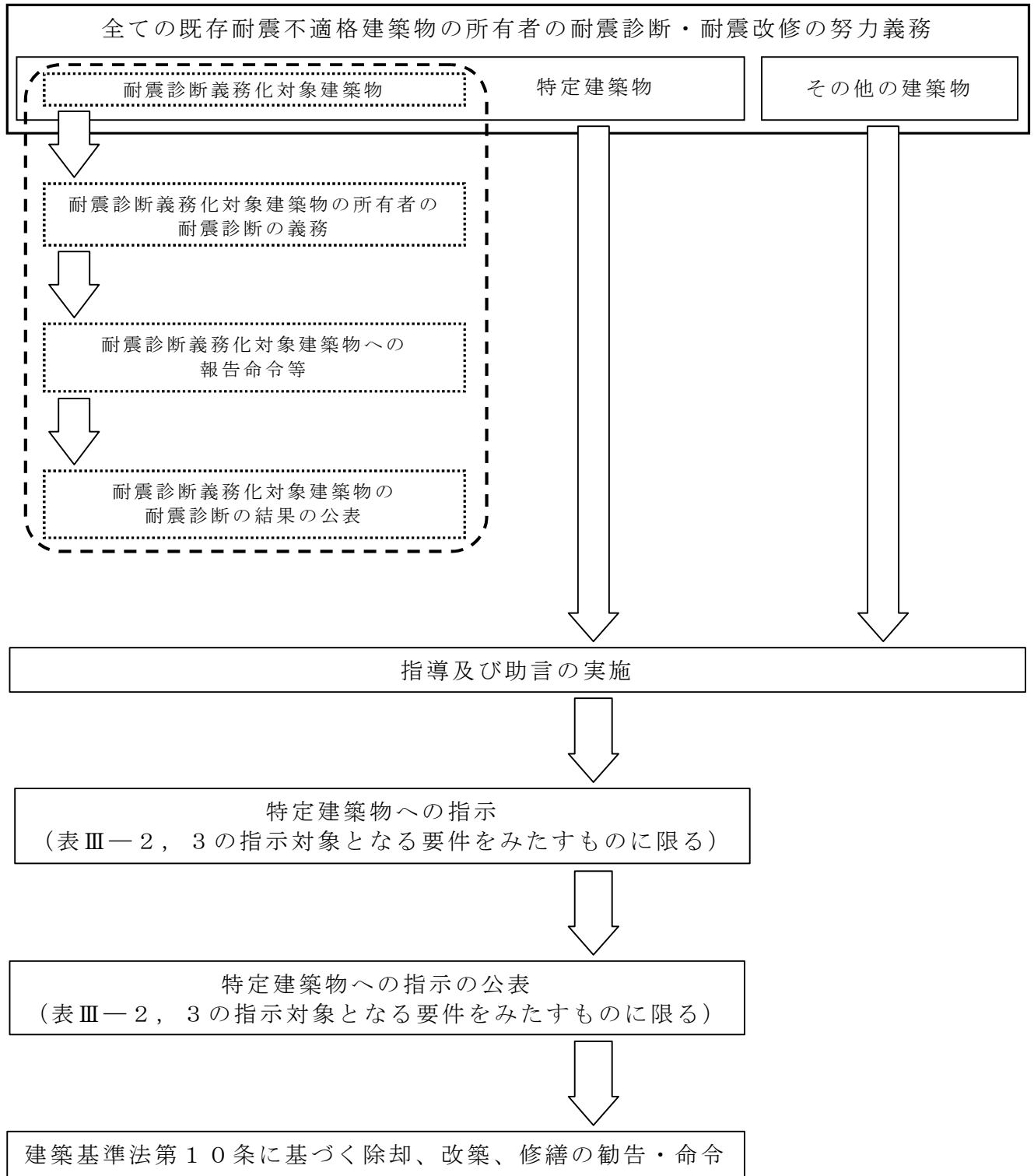
(6) 県有建築物

県が所有する建築物については、県との十分な連絡・調整をもとに、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づいて計画的に耐震化を進めることが必要です。

第7章 耐震改修等を促進するための指導及び命令等

1. 耐震改修促進法等による指導等の実施

本市は、特定建築物について、耐震診断及び耐震改修の必要性が認められるような場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行います。



本市は、上記指示を公表したにもかかわらず、特定建築物の所有者が、正当な理由がなくその指示に従わず地震に対する安全性について、著しく保安上危険な建築物については、建築基準法第10条に基づく命令・勧告をすることができます。

2. 指導等を行う特定建築物

(1) 耐震診断等を行うべき特定建築物の区分

《指導等の対象建築物》

- ・ 指導及び助言の対象建築物は、全ての特定建築物とする。
- ・ 指示の対象建築物は、表Ⅲ－3に定める特定建築物とする。

《重点的に指導等を行う建築物》

地震被害の軽減を図るため、原則として次に掲げる特定建築物について、重点的に指導等を行う。

- ア 百貨店などの不特定多数の市民や高齢者・障害者などの避難弱者が利用する特定建築物（多数利用建築物）
- イ 危険物の貯蔵場又は処理の用途に供する建築物（危険物貯蔵建築物）
- ウ 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物（通行障害建築物）

上記の中で、耐震診断が義務化される特定建築物については、優先的に指導等を行う。

(2) 耐震診断を行うべき特定建築物の台帳化

本市では平成18年の耐震改修促進法（旧耐震改修促進法）の改正に伴い、旧特定建築物の状況把握と耐震化の促進を図るため、旧耐震改修促進法第6条に該当する旧特定建築物の台帳整備を行ってきました。今回の平成25年11月の改正耐震改修促進法の施行を受け、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を更に促進するため、要緊急安全確認大規模建築物の台帳化を図り、耐震診断の実施及び結果の報告を求めるとともに、耐震化に係る支援を行います。

その他、定期報告の対象建築物については、建築物の概要、定期報告の実施状況及び維持保全計画の作成などにより防災性・安全性の確保を図っていますが、今後は耐震性の確保についても定期報告の中で把握するとともに、指導・啓発に努めます。

第8章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、法第6条第3項第1号、2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定しています。

神奈川県耐震改修促進計画では、災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、神奈川県地域防災計画に位置付けられた「緊急交通路指定想定路線」を基本として位置付け、市町村とともに当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組むものとしています。

耐震改修促進法及び神奈川県耐震改修促進計画を踏まえつつ、市域において、震災時の救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、川崎市地域防災計画（震災対策編）に規定する「緊急交通路」及び「緊急輸送道路」を本市域の区域における多数の者の円滑な避難と通行を確保すべき法第6条第3項第2号による道路とし、平成27年度までに当該道路沿いにある通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の促進を図ります。

また、法第5条第3項第2号又は法第6条第3項第1号に記載された道路沿いにある、「要安全確認計画記載建築物」の所有者は、耐震診断を行い、その結果をそれぞれ定められた期限までに本市に報告しなければならないとされており、法第5条第3項第3号又は法第6条第3項第2号に記載された道路沿いにある、「特定既存耐震不適格建築物」の所有者は、耐震診断を行うよう努めるものとされています。

その結果、これらについて地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

なお、法第6条第3項第1号に基づき、市町村耐震改修促進計画に記載し、耐震診断を義務付ける道路に関しては、現在指定はしていませんが、県及び隣接自治体と協議・調整を行った上、今後、市域で多数の者の円滑な避難と通行を確保するために必要となる道路について検討を行います。

(1) 緊急交通路

県公安委員会が各道路管理者と協議により指定する道路で、大地震発生時に被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）と災害応急対策

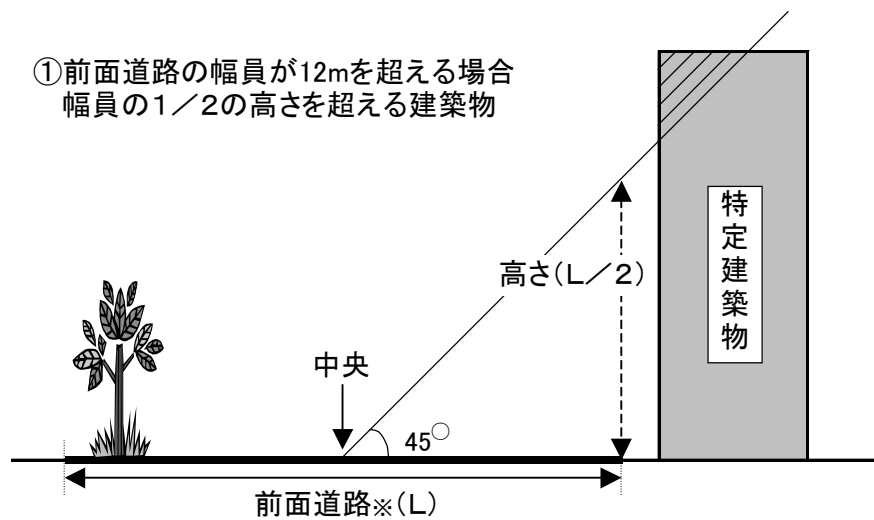
に従事する緊急通行車両のみの通行に限定される道路。緊急交通路は、救出・救助活動が一段落した後は「緊急輸送道路」に移行します。
 (想定路線及び区間は表Ⅷ－１のとおり。)

(2) 緊急輸送道路

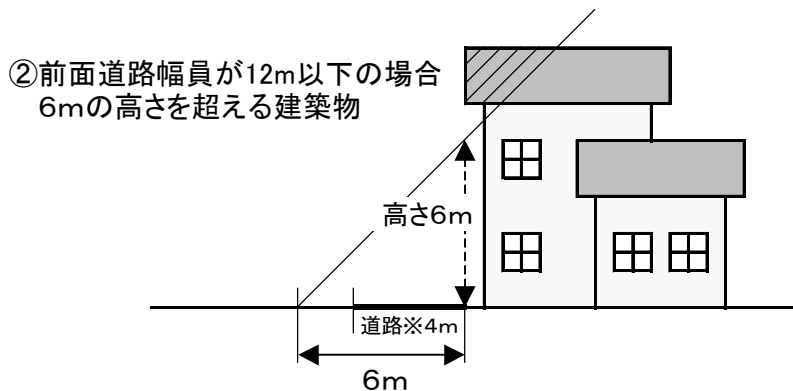
発災時に被災者が避難するため及び被災者の生活を確保する物資輸送のために利用する路線として指定する路線。(路線及び区間は表Ⅷ－２のとおり。)

※「通行障害既存耐震不適格建築物」とは

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(下図参照)であって、既存耐震不適格建築物であるものとされています。



※ 緊急交通路及び緊急輸送道路



※ 緊急交通路及び緊急輸送道路

表Ⅷ－1 緊急交通路指定想定路線及び区間

	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から横浜市境までの間
2	国道466号（第三京浜道路）	東京都境から横浜市境までの間
3	首都高速道路 〔高速神奈川1号横羽線 高速神奈川6号川崎線及び高速湾岸線〕	東京都境から横浜市境までの間
4	国道1号	東京都境から横浜市境までの間
5	国道15号	東京都境から横浜市境までの間
6	国道132号	宮前交差点から塩浜交差点までの間
7	国道246号	東京都境から横浜市境までの間
8	国道409号（県道川崎府中を含む）	大師河原交差点から東京都境までの間
9	県道2号線 東京丸子横浜	東京都境から横浜市境までの間
10	県道3号線 世田谷町田	東京都境から上麻生交差点までの間
11	県道6号線 東京大師横浜	東京都境から横浜市境までの間
12	県道12号線 横浜上麻生	横浜市境から上麻生交差点までの間
13	県道14号線 鶴見溝ノ口	横浜市境から高津交差点までの間
14	県道45号線 丸子中山茅ヶ崎	東京都境から横浜市境までの間

（川崎市地域防災計画（資料編）より）

表Ⅷ-2-① 緊急輸送道路路線及び区間(第1次)

機能区分	路線名	区間
第1次	東名高速道路	東京都境～横浜市境
	国道466号(第3京浜道路)	東京都境～横浜市境
	首都高速道路(高速神奈川1号横羽線、高速神奈川6号川崎線及び高速湾岸線)	東京都境～横浜市境
	国道1号	東京都境～横浜市境
	国道15号	東京都境～横浜市境
	国道246号	東京都境～横浜市境
	国道357号	東京都境～横浜市境
	一般国道132号	国道15号～千鳥橋
	一般国道409号	千葉県境～国道246号
	主要地方道 東京大師横浜	東京都境～横浜市境
	主要地方道 川崎府中	国道15号～東京都境(国道409号含む)
	主要地方道 鶴見溝ノ口	横浜市境～国道409号
	主要地方道 東京丸子横浜	東京都境～横浜市境
	主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	東京都境～横浜市境
	主要地方道 横浜生田	清水台交差点～川崎府中
	主要地方道 野川菅生線	丸子中山茅ヶ崎～清水台交差点
	主要地方道 世田谷町田	東京都境～町田市境
	主要地方道 横浜上麻生	横浜市境～世田谷町田
	県道 子母口綱島	横浜市境～尻手黒川線
	市道 駅前本町線	駅前本町
	市道 川崎駅東扇島線	千鳥橋～高速湾岸線
	市道 千鳥町1号線	千鳥町地内
	市道 東扇島1号線	東扇島地内
	市道 尻手黒川線	清水台交差点～川崎町田
	市道 尻手黒川線	鶴見溝ノ口～丸子中山茅ヶ崎
	市道 稗原線	尻手黒川～横浜市境
	内貿6号線	東扇島地内
	緑地前道路	東扇島地内
	船溜道路	東扇島地内
	幹線5号道路	東扇島地内
外貿9号道路	東扇島地内	

(川崎市地域防災計画(資料編)より)

※ 第1次路線

高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送道路の骨格をなす路線。

表Ⅷ-2-② 緊急輸送道路路線及び区間(第2次)

機能区分	路線名	区間
第2次	主要地方道 幸多摩線	国道409号～世田谷町田
	主要地方道 横浜生田	横浜市境～清水台交差点
	主要地方道 町田調布	稲城市境～町田市境
	県道 扇町川崎停車場	川崎駅前～扇町
	県道 川崎町田	国道15号～鶴見溝ノ口
	県道 大田神奈川	東京都境～横浜市境
	県道 稲城読売ランド前停車場	稲城市境～世田谷町田
	県道 上麻生蓮光寺	世田谷町田～東京都境
	県道 真光寺長津田	横浜市境～東京都境(岡上跨線橋)
	市道 南幸町渡田線	国道15号～東京大師横浜
	市道 殿町夜光線	国道409号～皐月橋水江町線
	市道 皐月橋水江町線	富士見鶴見駅線～水江町
	市道 池田浅田線	国道15号～東京大師横浜
	市道 富士見鶴見駅線	国道409号～南幸町渡田線
	市道 大師大島線	国道409号～扇町川崎停車場
	市道 小田32号線	東京大師横浜～南部防災センター
	市道 白石町2号線 他	東京大師横浜～大川町
	市道 古市場矢上線	幸多摩～鶴見溝ノ口
	市道 川崎駅丸子線	国道409号 (下平間交番交差点～小杉御殿町交差点)
	市道 小杉菅線	国道409号(小杉御殿町交差点)～鶴見溝ノ口
	市道 荻宿小田中線	法大グラウンド～宮内新横浜
	市道 宮内新横浜線	国道409号～子母口綱島
	市道 井田20号線	鶴見溝ノ口～井田病院
	市道 子母口宿河原線	鶴見溝ノ口～幸多摩
	市道 二子千年線	幸多摩～子母口宿河原線
	市道 野川柿生線	鶴見溝ノ口～初山2丁目
	市道 久末鷺沼線	丸子中山茅ヶ崎～国道246号
	市道 向ヶ丘遊園駅菅生線	横浜市境～川崎府中
	市道 梶ヶ谷菅生線	野川菅生(馬絹交差点～土橋交差点)
	市道 登戸野川線	野川菅生～国道246号
	市道 多摩第3号線	世田谷町田～稲城市境
	市道 中野島生田線	多摩3号線～川崎府中
	市道 菅早野線	麻生4号線～白山1号線
	市道 万福寺王禅寺線	尻手黒川線～世田谷町田
市道 細山線	世田谷町田～稲城読売ランド前停車場	
緊急用河川敷道路	多摩川河川敷	

(川崎市地域防災計画(資料編)より)

※ 第2次路線

第1次緊急輸送道路を補完し、地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線。

川崎市域緊急交通路指定想定路線図



川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図



2. 緊急に改善すべき密集市街地

地震等の災害に強い安全な住環境の整備や密集市街地の再生・改善に向け、特に重点的に取り組むべき地域6地区を「緊急に改善すべき密集住宅市街地」とし、その中でも優先的・最重点に改善すべき密集住宅市街地3地区を「重点密集市街地」（地震時等に著しく危険な密集市街地）として抽出し、計画的な住環境整備事業の推進を図ります。

(1) 住環境改善に向けた取組

- ① 耐震・防災性や居住性の向上に資する建替えを促進するため、防災に関する情報提供や建替え相談等を推進します。
- ② 路地状の道路を活かして建替えを実現する連担建築物設計制度の活用などにより建替えを促進します。
- ③ 居住環境の悪化を防止する市民の取組に対して支援を行い、防災上必要な市街地の整備・改善を推進します。
- ④ 地域の熟度が高まった時点で、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型）地区を指定し、合意が整った街区等については、地区計画制度の導入を図ります。
- ⑤ 重点密集市街地については、地元の意向を踏まえながら、高齢者対策にも配慮し地域コミュニティを維持しながら、狭あい道路の拡幅や、建物の不燃化、協調建替え、住宅の耐震性の向上等、密集市街地の防災性の向上と住環境の改善に向けた事業の推進を図ります。

表Ⅷ－3 緊急に改善すべき密集住宅市街地

No.	区	町丁目	地区面積 [㎡]
1	川崎区	小田2丁目	140,819
2	川崎区	小田3丁目	117,489
3	川崎区	小田栄1丁目	88,438
4	川崎区	浅田3丁目	95,147
5	幸区	戸手3丁目	36,303
6	幸区	幸町3丁目	36,761
合計			514,957 (51.5[ha])

表中、No.1、2、6の地区は重点密集市街地

川崎市耐震改修促進計画改定（案）に対する意見の募集について

1 目的

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正されたことを受け、建築物の耐震性を一層促進するために、川崎市耐震改修促進計画を改定することといたしました。

計画の改定にあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

2 意見募集期間

平成25年12月16日(月)から平成26年1月17日(金)まで ※当日消印有効

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、まちづくり局総務部企画課、まちづくり局指導部建築監察課、まちづくり局市街地開発部住宅整備課

4 閲覧物

- (1) 川崎市耐震改修促進計画の改定について
- (2) 川崎市耐震改修促進計画改定（案）の概要
- (3) 川崎市耐震改修促進計画改定（案）

5 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）。

なお、様式は自由ですが、裏面の「意見書」を御活用ください。

- (1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市まちづくり局総務部企画課（明治安田生命ビル8階）

- (2) FAX

FAX番号 044-200-3967

- (3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから、所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

6 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめて、ホームページ等で公表する予定です。

7 問合せ先

川崎市まちづくり局総務部企画課
電話 044-200-2715

意見書

題名			
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

川崎市耐震改修促進計画改定(案)に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	川崎市 まちづくり局 総務部 企画課		
電話番号	044-200-2715	FAX番号	044-200-3967
住所	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地		